

相続

Souzoku tsushin

通信

2021
October

10



相続総合支援センター
いわき・相双

〒973-8408

福島県いわき市内郷高坂町砂子田94番地
TEL0120-98-0444

個人財産を最大化する M & A とは

第三者承継(M & A)では、売却価格を最大化するとともに、税負担を最小化することを考えましょう。また、受け取った現金に係る相続税対策を検討しましょう。

M & A とは個人財産を 株式から現金へ組み替えること

第三者承継(M & A)とは、第三者へ経営権を承継することであり、現経営者は、自ら所有する自社株式の有償の譲渡によってそれを実現させています。

株式の譲渡によって、現経営者は、その対価としての現金を受け取ります。これを個人財産の観点から見ると、自社株式という資産が現金という資産に転換され、現経営者は、企業オーナーという立場から金融資産オーナーという立場に転身することになります。

その際、現経営者が個人として、個人財産の最大化の観点から、次の3つのポイントを検討しなければなりません。

第一に、M & A を通じて株式を現金化する際に、どれだけ大きな現金を獲得することができるかという点です。これは、買い手に事業価値を高く評価させることで、高い売却価格を実現できるかということです。

そのため、M & A 実行前において事業価値を高めておくことはもちろん、M & A の手続きを適切に進め、買い手との契約条件交渉を上手く乗り切ることが必要となります。

第二に、株式の譲渡に伴う税負担を最小化できるかという点です。M & A によって事業承継する手段として、事業譲渡と株式譲渡の二つの取引スキームが想定されます。

現経営者は、どちらの取引スキームのほうが税負担を小さく抑えることができるか、慎重に検討しなければいけません。

取引スキームの違いが、所得税と法人税の発生の違いをもたらし、これらの違いが、大きな金額となるのです。自社株式を売り切ってしまう場合には株式譲渡が有利ですが、持株会社を手元に残す場合には事業譲渡が有利になる可能性があります。

第三に、M & A の対価として現金を受け取って金融資産オーナーに転身した後、どのように相続税対策を講じるかという問題です。

個人財産として多額の金融資産を所有することになった場合、将来の相続において、遺産分割対策と納税資金対策の観点からは全く問題は発生しません。

しかし、相続税負担がこれまで以上に重くなりますので、ゼロベースで相続税対策を作らなければなりません。不動産投資を考える必要があるでしょう。

M & A の売却価格の最大化

M & A に伴う税金は、事業譲渡の場合は法人税、株式譲渡の場合は所得税です。それでは、その際の売却価格は、どのように計算するのでしょうか？

顧問税理士に「株式の時価を算定してください」とお願いすれば、所得税法または法人税法上の時価が計算されるかもしれませんが、しかし、M & A では税法の計算を使う必要はありません。

独立した第三者間取引であれば、当事者間の交渉を通じて決定した金額とすればいいのです。

ただし、上場企業のような買い手は、適正な時価を評価する計算方法を知っています。

それは、DCF 法、類似上場会社比較法、修正純資産法など、経済的に合理的だと言われる計算方法です。

買い手からそれらの金額を提示され、売り手が交渉を通じて合意できれば、譲渡契約が締結されます。それで税務上も問題はありません。

ここでのポイントは、現経営者が、個人としての利益最大化の観点から、対価として受け取る現金を最大化することです。そのためには、売却価格を最大化することとともに、売却に伴う税負担を最小化することが必要となります。

詳しい説明は省略しますが、株式譲渡と事業譲渡の選択が、売り手側の税負担に大きく影響します。それに加えて、これらが買い手側の税負担にも影響を与えてしまうため、売却価格それ自体も修正が必要となるのです。

また、現経営者が会社を売り切ってしまう場合と、資産管理会社となる持株会社を手元に残す場合でも、取引スキーム選択が税負担に大きく影響してきます。つまり、M&A の取引スキームの巧拙によって、売却価格、税負担が大きく変わり、対価として受け取る手元現金の金額が変わってくるということです。

最適な取引スキームを選択することが、とても重要なことだと覚えておきましょう。

金融資産オーナーと なった後の相続税対策

事業承継に第三者承継を選択した場合、現経営者の保有する株式は、現金という金融資産に変わります。これによって、個人財産の相続税評価は一気に時価 100%の水準まで引き上がり、将来の相続税負担が重くなります。

それゆえ、企業オーナーが自分の代で M&A

を実行し、金融資産家として現金を承継するよりも、子供へ株式を贈与又は相続した後、子供の代で M&A を実行するほうが、次世代の税負担まで考慮に入れた場合、全体の税負担が軽くなる可能性があります。

この理由は、時価が同じ株式と金融資産であっても、相続税評価額が異なるからです。

ほとんどのケースにおいて、M&A による売却価格のほうが、自社株式の相続税評価額よりも高くなるのです。

金融資産オーナーの相続税対策は、不動産投資です。これは、土地や建物といった不動産の相続税評価額は、非上場株式と同様、時価よりも低くなることを活用するものです。

詳しい計算方法の説明は省略しますが、例えば、土地と建物をそれぞれ 1 億円、トータル 2 億円の不動産を購入した場合、その相続税評価額は、土地が 6,500 万円、建物が 3,500 万円のトータル約 1 億円まで引き下げられます。

その結果、相続税率 50%を前提とすれば、約 5 千万円の相続税負担を軽減することができます。2 億円の現金の相続税評価額は 2 億円ですが、2 億円の価値ある不動産の相続税評価額は 1 億円なのです。

個人財産の組み換え、つまり、現金という資産を不動産という資産に組み替えることによって、相続税対策を行うことができます。M&A を行った後は、必ず不動産投資を考えましょう。



出展：

公認会計士/税理士 岸田康雄著「相続生前対策パーフェクトガイド」
「富裕層のための相続税対策と資産運用」より日本ビズアップが編集

相続対策に生命保険を活用するメリットとは？

家族と会社を安心させる 「生命保険活用術」①

■保険加入の目的とは

生命保険には、契約者が個人と法人の場合があります。それぞれが様々な不安や意図をもって、それらに対する準備として生命保険に加入しています。個人の場合は、残された家族の不安と生前に抱く不安の両面があります。

また法人の場合であれば、法人の代表者が自ら判断し、万一のことに備える場合と、リタイアする時までを設計し退職金を準備する場合があります。

下記に、個人法人それぞれが、一般的にどのような目的で加入するのかをまとめました。

【個人の場合】

●死亡給付

- ・生活資金の確保
- ・教育資金の準備
- ・葬儀費用を準備

●生前給付

- ・就労不能時の所得補償
- ・入院時の入院費用の準備
- ・資産形成や老後の年金不足に対する上乗せの準備

【法人の場合】

●死亡給付

- ・借入金等債務の返済資金を準備
- ・収入の落ち込みをカバー
- ・費用を補てんでできるだけ資金の確保

●満期・解約・受取

- ・役員退職金の準備
- ・決算対策としての課税の繰り延べ
- ・代表者入院中の運転資金確保や三大疾病罹患などでリタイアした場合の資金の確保

■生命保険活用のメリット

●素早い現金化

生命保険は、相続発生時にすぐに現金化できることがメリットになります。

●費用の準備

相続が発生すると、葬儀費用や不動産の名義変更費用など多額の支出があります。これらに備えるために生命保険を活用します。

●納税資金準備

相続財産に不動産や自社株式といった現金化が困難な資産が多くの割合を占める場合、納税資金が不足する可能性があります。

その資金を作るためにも、生命保険加入は非常に有効となります。

●遺族年金

相続を体験した多くの方の実感として、夫が亡くなった後に受け取れる遺族年金は、その金額が思っていた以上に少ないということです。こういったことから、将来にわたり必要となる生活資金の確保が必要となります。

●生命保険と銀行預金の違い

金融商品への投資という観点から、銀行預金が必要額まで徐々にたまっていくのに対し、生命保険は契約した時点で必要な金額が保証されるという利点があります。

このような死亡保障が、相続時のキャッシュフローを生み出すことも生命保険のメリットといえます。